



第3章

文化芸術を取り巻く環境

1 国・都の動向

(1) 文化芸術基本法の改正及び文化芸術推進基本計画の策定

平成29年(2017年)に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」(以下「法」という。)に改正されました。この法律では、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と文化芸術施策を連携させていくことで、より総合的に施策を推進していくこととしており、また、生活文化として食文化が新たに振興の対象とされました。

また、「法」に基づき、平成30年(2018年)に文化芸術推進基本計画(第1期)、令和5年(2023年)には同計画(第2期)が策定されました。

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定及び計画の策定

平成30年(2018年)に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力が発揮され、社会参加を促進することを目的にしています。翌年には、同法を推進するため「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、令和5年(2023年)3月には同計画の第2期が策定されました。同法及び同計画の特徴のひとつに、障害者の「鑑賞」、「創造」、「発表」への参画機会の拡大に加え、障害者が制作した作品の適正な評価や、権利を保護し流通させるという市場化促進の方向性が組み込まれています。

(3) 文化財保護法の改正

平成30年(2018年)の文化財保護法の改正により、文化財の保存だけではなく、活用を進めるための自治体の計画策定(「文化財保存活用地域計画」)が可能となりました。また、令和3年(2021年)の改正では、生活文化を含む多様な無形文化財を保護する目的で「無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度」が新設されるとともに、地方公共団体による文化財の登録制度が法律に位置付けられ、地方公共団体から文部科学大臣へ文化財の国登録を提案できる制度も創設されました。

(4) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

文化の振興を観光の振興や地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、令和2年(2020年)5月に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(「文化観光推進法」)が施行されました。文化資源の観覧や体験活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光を「文化観光」と位置づけ、その推進拠点となる施設を中核とした地域一体となった文化観光推進事業の計画について認定及び支援をすることとしています。

(5) 博物館法の改正

令和5年(2023年)に「博物館法の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、博物館の事業として、博物館資料のデジタルアーカイブ化や、他の博物館をはじめ地域の多様な主体との連携・協力による文化観光の推進など、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務化されました。

(6) 東京文化戦略2030の策定

東京都は、令和4年(2022年)3月に「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を策定しました。この計画では新型コロナウイルス感染症の影響や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム(Tokyo Tokyo FESTIVAL)とそこから生まれたレガシーを踏まえて、2040年代における東京のあるべき姿を描き、その実現に向けて文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。

コラム 青少年の体験活動の推進に関する調査研究

文部科学省では、子ども(6歳～12歳)の健やかな成長に不可欠な体験活動の実態や課題、望ましいあり方を明らかにするため、青少年の体験活動の推進に関する調査研究を継続して行っています。令和2年度(2020年度)の調査では、子どもの時の体験が、成長した後はどう影響を与えるかについて調査しました。その結果、文化的体験や自然体験、社会体験など様々な体験をすることが自尊感情や外向性などの意識向上に寄与することがわかりました。特に「文化的体験」を多く行った子どもは、自己肯定感や精神的健康度が高い傾向が見られ、子どもの健やかな成長を促すうえで文化芸術に触れることは欠かせない要素であることが明らかになっています。

2 市の動向

(1) 都内で唯一の日本遺産に認定

かつて養蚕や織物を基盤として発展し、日本で唯一「桑都」と称された八王子。桑都・八王子の人々が受け継いできた文化・伝統は、霊山・高尾山とのつながりの歴史の中で育まれてきました。その物語は「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」として日本遺産に認定され、都内で唯一の「日本遺産のまち」となっています。

令和2年(2020年)の認定以降、市内外での普及啓発や日本遺産「桑都物語」を活用した様々な取組が推進されています。認定から4年目となる令和5年(2023年)には、全国の日本遺産認定団体が一堂に会する「日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子」を開催。「桑都・八王子から、104の物語(ストーリー)を未来へ」をテーマに、各地域の日本遺産に関する展示・体験ブースが設けられたほか、日本遺産の活用に関する発表やテーマ別の分科会、市内各所で周遊イベントなどが開催され、2日間で約11万人もの方が来場し、日本遺産と桑都・八王子の歴史・文化の価値を共有することができました。

引き続き日本遺産「桑都物語」を通じて、桑都・八王子の魅力を首都・東京から国内外に発信することで、市民の郷土愛の醸成と関係人口の増加を実現し、日本遺産「桑都物語」の活用による地域の活性化と文化財保護の好循環を目指しています。



 **日本遺産**
JAPAN HERITAGE

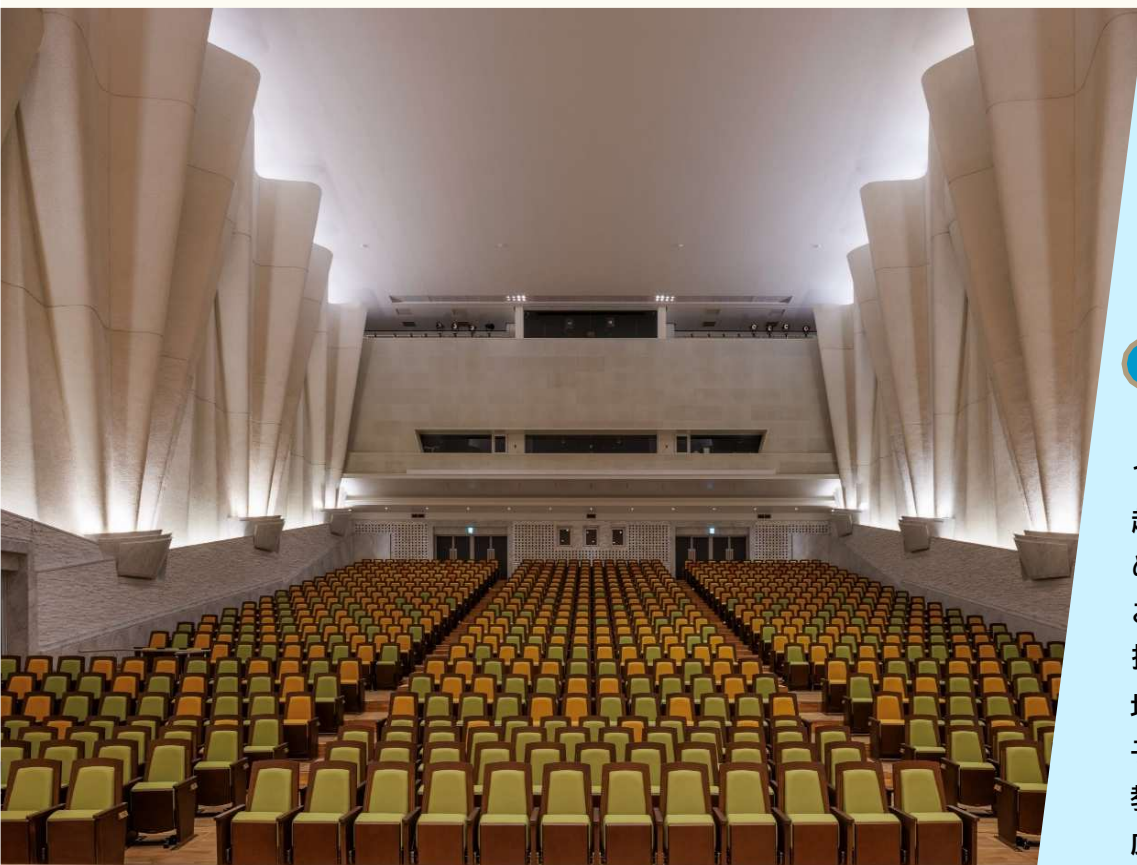
 **桑都物語**
SOTO MONOGATARI

霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～

(2) 芸術文化会館(いちょうホール) がリニューアルオープン

令和7年(2025年)7月に芸術文化会館(いちょうホール)がリニューアルオープンしました。大ホールは、音響設備を最適化し、快適な音響空間を創出したほか、座席の布地を張り替え甲州街道から見る四季の移り変わりをイメージした配色・配置にしました。

また、誰でも安心して利用できるよう館内のバリアフリー化や、学園都市の強みを活かして、学生のデザイン案を基に多摩産材を使用したベンチを作製、設置するなど、より親しみやすい施設に生まれ変わりました。



芸術文化会館(いちょうホール)の大ホール

©Masaki Hamada(kkpo)



道の駅八王子滝山

(3) 道の駅八王子滝山が食文化ミュージアムに認定

令和7年(2025年)3月に「道の駅八王子滝山」が文化庁により「食文化ミュージアム」に認定されました。食文化ミュージアムとは、食文化への学びや体験の提供に取り組む博物館や、地域に根差した農作物や郷土料理の情報を発信し、実際に購入・飲食ができる道の駅等を認定する取組で、地域固有の食文化を学び、体験する機会を提供しています。

コラム

100年フード認定「桑都・八王子のふるさと料理」

100年フードは、地域の風土や歴史・風習の中で育まれてきた特有の食文化を、世代を超えて継承していくことを目指す、文化庁の事業です。八王子に古くから伝わる「かてめし」や地域ゆかりの桑の葉を使用した「桑都焼き」、そうめんを絹糸に見立てた「絹のお吸い物」などのふるさと料理を市の学校給食として提供しており、令和6年(2024年)3月に認定されました。

地場食材や地域の歴史文化に触れられる「桑都・八王子のふるさと料理」の魅力、給食での提供や食育の教材を通じて子どもたちに伝えるとともに、取組を広く市民に発信し、普及啓発を進めています。



学校給食「桑都御膳」

2 市の動向

(4)八王子中央公園(桑都の杜)オープン

令和8年(2026年)10月に、八王子駅南口にあった医療刑務所の跡地に、新たに八王子中央公園(桑都の杜)がオープンします。

〇〇 歴史・郷土ミュージアム

八王子の歴史や文化について紹介する常設展示のほか、ものづくりをとおして歴史に親しむものづくり体験室、ヒノキづくりの木造舞台がある杜の舞台を設置します。文化財の展示や伝統芸能を鑑賞できるだけでなく、市民による文化芸術活動の場としても利用いただけます。



いこいライブラリのイメージ図

〇〇 いこいライブラリ

児童書を中心に蔵書を構成し、ゆったりとした空間の中で長時間本に親しめる「居場所」をコンセプトとしています。子ども連れでも気兼ねなく利用できるよう、多少の声や音があっても快適に過ごせる空間設計としています。

従来の図書館の枠にとらわれない、新しいかたちの図書館として、読書を通じた憩いの場を創出します。

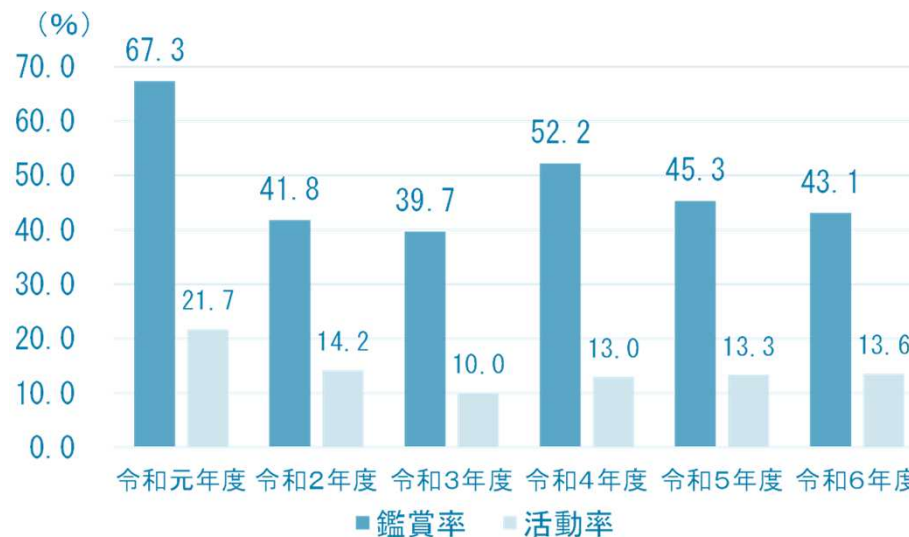
3 社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年(2020年)からの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面でのコミュニケーションや行動が制限されました。文化芸術関連のイベントも中止・延期・規模の縮小・実施方法の変更を余儀なくされるなど、全国的に大きな影響を受けました。

一方、こうした環境の変化により、文化芸術の分野においてもデジタル技術の活用が加速し、新たな表現方法が生み出されたほか、多様な鑑賞方法や文化芸術への参加方法が定着しました。

文化芸術の鑑賞率・活動率



文化庁「文化に関する世論調査」より

(2) デジタル化の進展

デジタル技術の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、文化芸術の分野におけるデジタル技術の活用が進んでいます。プロジェクションマッピングや没入体験型の美術館、演劇など、新たな表現や鑑賞方法が生まれています。

また、幼少期からスマートフォンやタブレットを用いて音楽や映像を楽しむ世代が増え、デジタル技術を用いて自らの作品を発信するなど、日常的に文化芸術活動にデジタル技術が活用されています。

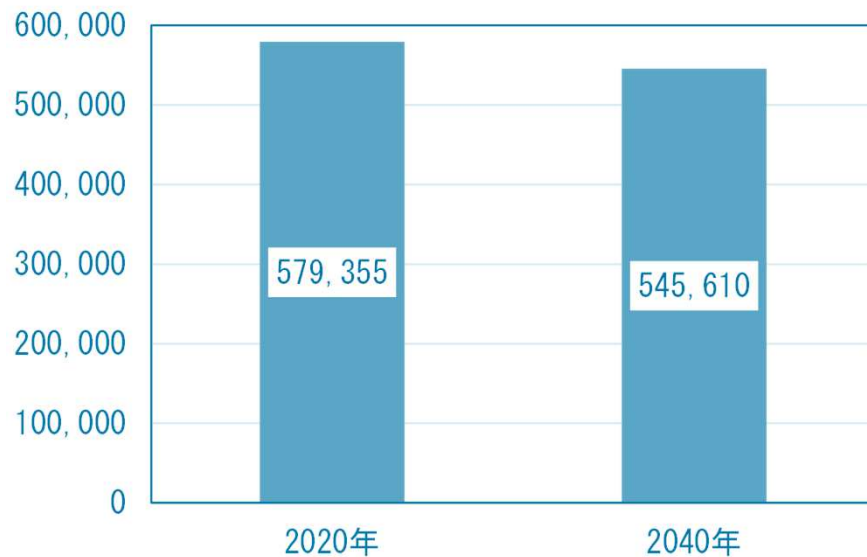
(3) 少子高齢化の進行

日本の人口における65歳以上の割合は令和7年(2025年)3月時点で29.3%となっています。八王子市では同時点で28.0%であり、令和22年(2040年)には34.3%まで増加すると見込まれています。一方、出生者数は年々減少しており少子高齢化が進行しています。

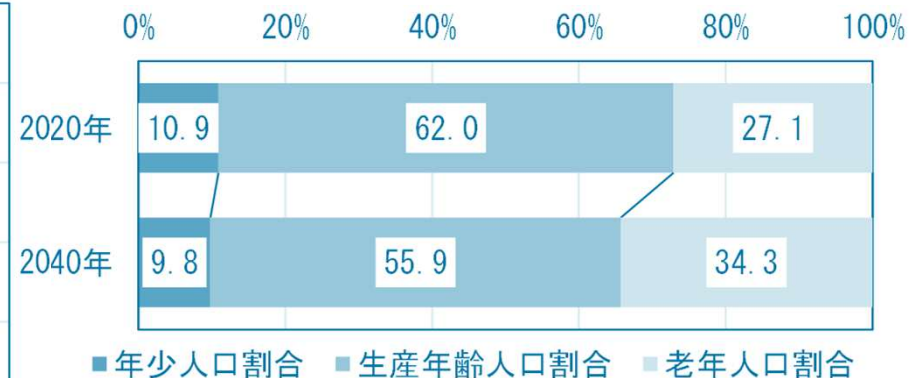
文化芸術の面においても、演者や創作者など活動に携わる人の減少が懸念され、歴史や伝統文化の継承が困難になることや、文化芸術活動自体が縮小していくこと、また、文化芸術を鑑賞する人の減少も危惧されます。

(人) / 単位

将来人口推計



人口構造の変化



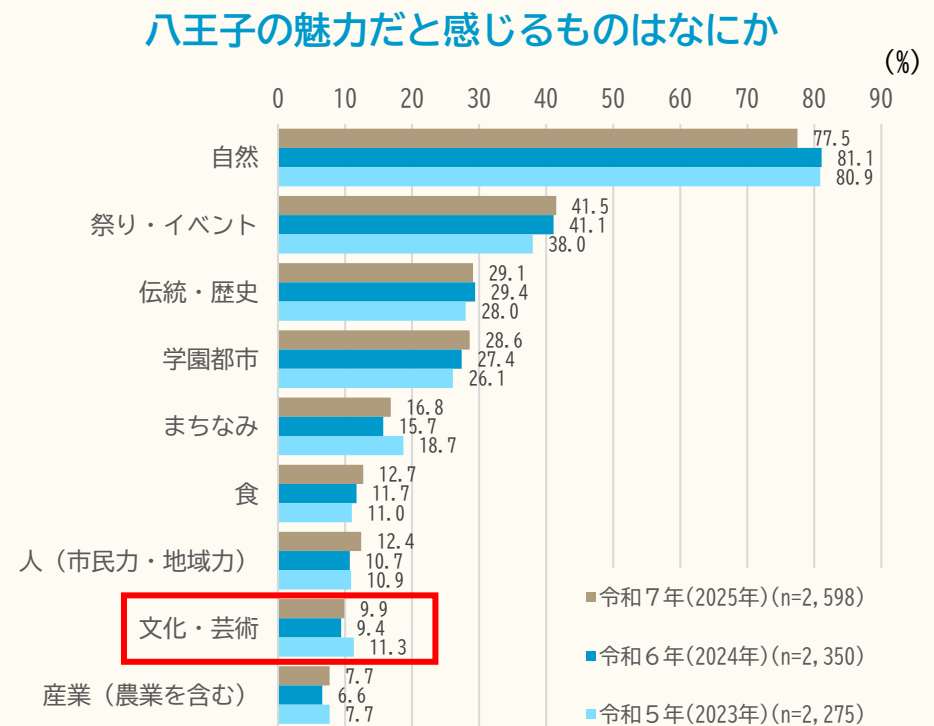
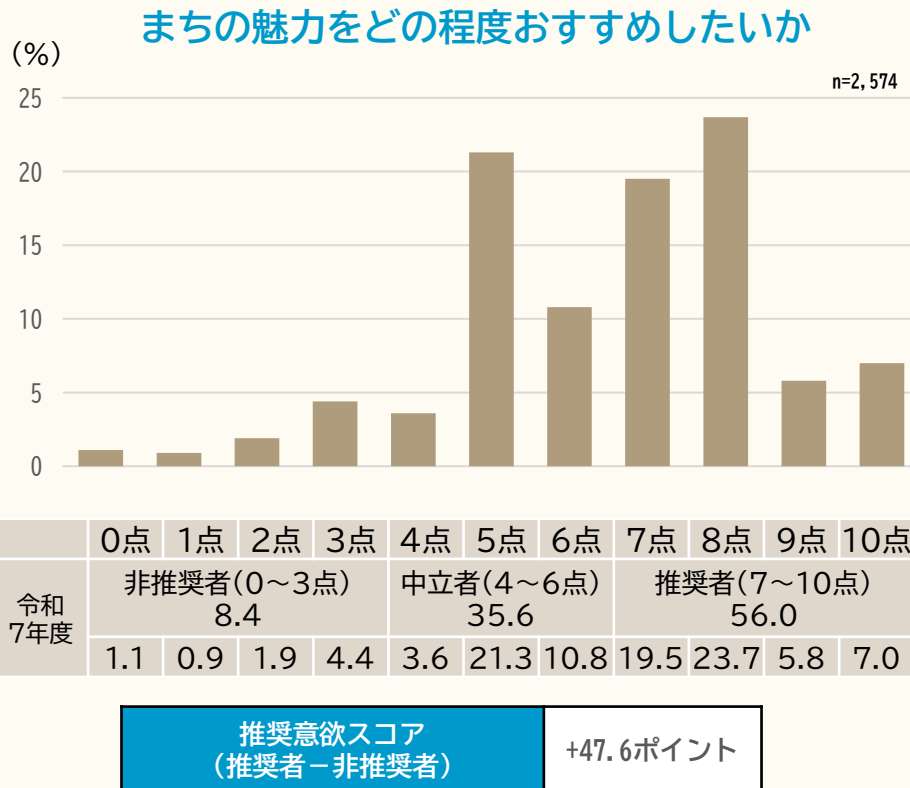
「八王子未来デザイン2040」より

4 八王子市の現状

(1) 市政世論調査における「八王子の魅力」

令和7年度(2025年度)に実施した市政世論調査では、八王子の魅力を家族・友人・知人にすすめしたい人を示す推奨意欲スコアは47.6ポイントでした。

また、「八王子の魅力だと感じているもの」については、文化芸術の1つである《祭り・イベント》は41.5%、《伝統・歴史》は29.1%と全体の中でも高い割合を占めていましたが、《文化・芸術》そのものと回答した人は9.9%にとどまりました。



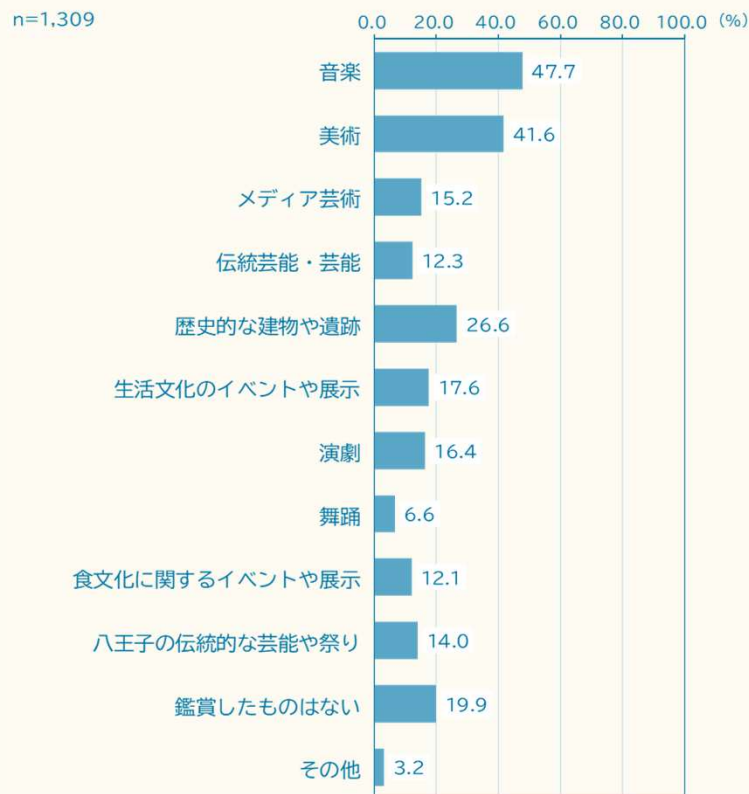
「令和7年度(2025年度)市政世論調査」より

※区分別構成比は、各点の回答者数の合計をnで除して算出しているため、各点の構成比の単純合計とは、必ずしも一致しません。

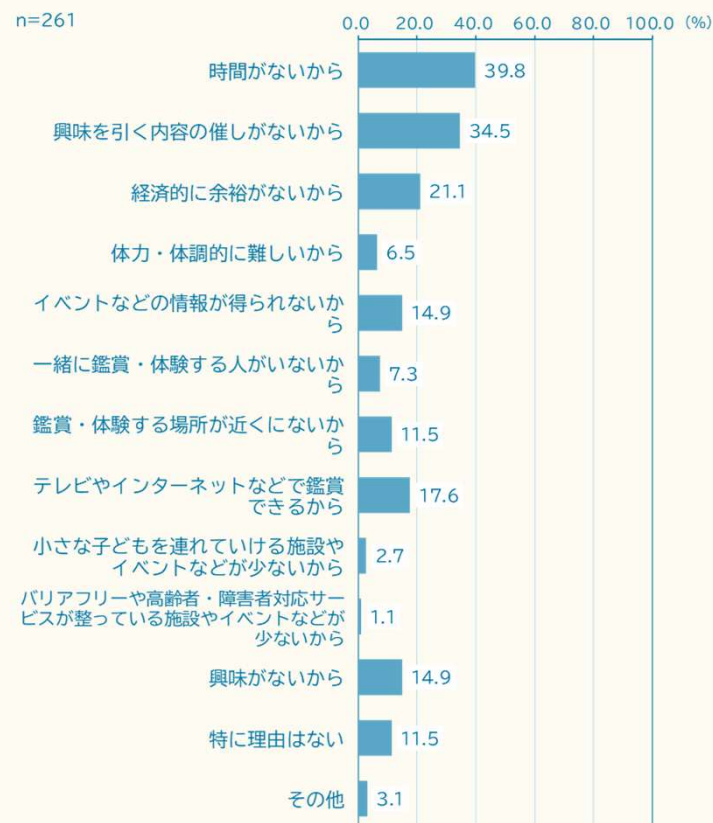
(2) 市民の文化芸術の鑑賞状況について

ビジョン策定の基礎資料とするために、令和7年度(2025年度)に文化芸術に関する市民アンケートを行いました。文化芸術の鑑賞状況についての設問で、「この1年間でホールや美術館などで鑑賞したものはありますか。」の問いに、「鑑賞したものはない」と回答した人の割合は19.9%でした。その理由として「時間がないから」が39.8%、「興味を引く内容の催し物がないから」が34.5%と高い数値を占めたほか、「経済的に余裕がないから」、「テレビやインターネットで鑑賞できるから」が続きました。

この1年間で、ホールや劇場、美術館、博物館、映画館、演芸場、アトリエなどに出かけて鑑賞したものはありますか。



鑑賞しなかった理由は何ですか。



令和7年度(2025年度)市民アンケートより